## 豊岡市地籍調査事業成果品等の閲覧及び交付事務取扱要綱

令和5年3月29日豊岡市告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づき実施した地籍調査事業の成果品及び調査関係資料(以下「成果品等」という。)の利活用並びに市民サービスの向上のため、成果品等の閲覧及び交付の事務について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧及び交付の場所)

- 第2条 成果品等の閲覧及び交付の場所は、豊岡市都市整備部地籍調査課とする。 (成果品等の種類)
- 第3条 閲覧に供する成果品等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 地籍簿
  - (2) 地籍図
  - (3) 面積計算簿
  - (4) 筆界点番号図
  - (5) 地籍図根点成果簿
  - (6) 地籍図根点網図
- 2 写しの交付に供する成果品等は、地籍集成図とする。
- 3 証明書の交付に供する成果品等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 一筆図(筆界座標値証明を含む。)
  - (2) 地籍路線図又は網図(各図の図根点座標証明を含む。)

(閲覧及び交付の申請)

第4条 閲覧又は交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、地籍 調査成果閲覧申請書(様式第1号)又は地籍調査成果交付申請書(様式第2号) に必要事項を記入の上、市長に提出するものとする。

(手数料)

第5条 市長は、第4条に規定する申請を受領し、申請者に閲覧させる又は交付する際、豊岡市手数料条例(平成17年豊岡市条例第62号)の規定に基づき手数料を 徴収するものとする。

(閲覧)

- 第6条 閲覧をする者は、係員の指示に従い、指定された場所で閲覧するものとする。
- 2 閲覧に際して、係員は、閲覧する者が成果品等を汚損等しないよう注意を促す ものとする。

(周知)

第7条 交付に際して、係員は、その内容が地籍調査完了時点のものであることを申請者に周知するものとする。

附 則(令和5年3月29日豊岡市告示第111号) この要綱は、令和5年4月1日から施行する。